

宮田村内企業 各位
宮田村内個人事業主 各位

宮田村長 小田切 康彦
宮田村商工会長 鷹野 力

「みやだ村元気5倍商品券」発行に係る取扱事業所の募集について

盛夏の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、宮田村では、この度の新型コロナウイルスによる景況の悪化を受け、村民を対象としたプレミアム付き商品券を発行することとしました。

今回の商品券は商工会員だけでなく個人事業主も含め多くの事業者の皆さんにご協力いただきたいと存じます。

つきましては、下記によりこの事業における取扱事業所を募集しますので期日までにお申し込みをお願いします。

記

1. 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1セット 15,000 円まで使用可能なプレミアム商品券（プレミアム率400%）を 3,000 円で販売します。 ※1 世帯 2 セットまで購入可能。 ・ 全店共通券(5,000 円分) + 店舗限定商品券(10,000 円) = 15,000 円分（すべて 1,000 円券）の 2 種類を 6,940 セット発行予定です。 全店共通券・・・宮田村にお店や事業所がある全登録事業所・店舗対象 ※店舗限定商品券事業者も含む。 店舗限定商品券・・・宮田村に主たる本店を構え、お店も宮田村にある登録店舗・事業所を対象
2. 使用期間	・ 令和2年8月10日～令和2年12月31日
3. 登録が可能な事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式、有限、合資、合名、合同、税理士法人、社会福祉法人、一般社団法人、協同組合、企業組合、開業届や決算の届出をしている個人事業主、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者でないこと。 ・ 宮田村暴力団排除条例(平成24年宮田村条例第1号)に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと
4. 登録料及び手数料	・ 無料
5. 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱いができない商品やサービスとして金券や切手、はがき、図書券、ビール券、収入印紙、電子マネー、プリペイドカードのような別のお金として利用できるものは取扱いができません。 また、通信販売の支払いや公共料金の支払いや調剤の支払いについても取扱いができませんのでご注意ください。
6. お申込期限	・ <u>令和2年7月28日（火）</u>
7. お申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期日までに別紙申込書（村、商工会 HP にワード様式添付）へ必要事項をご記入の上、宮田村商工会へお申し込みください。 また、今回取扱い店舗 PR 冊子も作成する関係上、お答えいただきたい項目が多数ありますのでご了承ください。
8. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>取扱い方法等については、8月4日（火）15時からと17時から2部制に分け宮田村民会館にて説明会を行います。</u>後日、お申込みを頂きました皆様へ詳細をご案内しますのでよろしく申し上げます。